

鹿角市農業委員及び 鹿角市農地利用最適化推進委員の募集！

令和8年7月31日をもって任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	13人	15人
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる方
資格要件	次の要件に該当しない者 (1) 鹿角市の職員（ただし特別職に属する職員は除く） (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方	
応募方法	自薦又は他薦により、応募用紙に必要書類を添えて持参により、鹿角市農業委員会事務局に提出してください。 ※応募用紙は、農業振興課及び各支所、農業委員会事務局で配布、または鹿角市ホームページからもダウンロードできます。	
受付期間	令和8年1月13日（火）～令和8年2月12日（木）必着 受付 平日の8時30分から17時15分（土曜、日曜、祝日は提出できません）	
応募状況の公表	受付期間中及び期間終了後、鹿角市ホームページで公表します。（2回）	
選考方法	提出された応募・推薦用紙の内容及び市の農業の現状を理解し、今後の市の農業の発展に資する方、農地の利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方。 農業委員選考委員会により候補者を選考し、市議会の同意を得て市長が任命。	農地利用最適化推進委員選考委員会により候補者を選考し、農業委員会が委嘱。
委員の任期	令和8年8月1日から 令和11年7月31日までの3年間	農業委員会が委嘱した日から令和11年7月31日まで（令和8年8月上旬委嘱）
主な業務	・農地法によりその権限に属した事項 ・農地利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更 ・農地の権利移動の許可・農地利用集積計画の決定 ・農地転用許可に関する意見の決定 ・その他農業委員会が必要とする活動	・人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進 ・農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進 ・遊休農地の発生防止・解消を推進 ・農業への新規参入の促進 ・その他農業委員会が必要とする活動
問い合わせ先	〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4-1 鹿角市農業委員会事務局	☎0186-30-0283